

d ポイント進呈・使用に関する規約（ドコモのインフルエンザお見舞金保険）

d ポイント進呈・使用に関する規約は、ドコモのインフルエンザお見舞金保険における d ポイント進呈および同保険の保険料の払込みにおける d ポイント使用に関する事項を定めたものです。

（注）「ドコモのインフルエンザお見舞金保険」は、Tokio Marine X 少額短期保険株式会社を引受保険会社とするインフルエンザ補償特約が付帯された総合生活支援保険のペットネームです。

d ポイント進呈・使用に関する規約において特別の定めのないものについては、「d ポイントクラブ会員規約」の定めに従うものとします。

<d ポイントクラブ会員規約>

<https://dpoint.docomo.ne.jp/instruction/agreement/index.html>

I. d ポイントの進呈

1. 対象商品

ドコモのインフルエンザお見舞金保険

2. 対象者

対象商品の契約者

（注）

- ・ d アカウントの譲渡等があった場合、d ポイントクラブのサイト上、正しくポイントを進呈できないことがあります。

3. ポイント進呈者

Tokio Marine X 少額短期保険株式会社（以下「当会社」といいます。）

4. 進呈条件

d アカウントを使用して、対象商品を契約する場合で、以下の条件を全て満たすときに進呈します。

- （1）契約の申込時およびポイントの進呈時期に d アカウントユーザーかつ d ポイントクラブ会員であること
- （2）保険期間満了日（総合生活支援保険普通保険約款第 2 章基本条項第 5 節第 2 条（保険

契約の無効または失効) (2)に規定する失効および同節第7条(保険契約者による保険契約の解除) (1)に規定する解除により、保険期間を満了した場合を含みます。)まで、契約が有効であること

5. 対象保険料

契約時の保険料とします。ただし、保険契約が解約(解除)、失効または契約内容変更された場合で、保険料の返還が発生するときは、契約時の保険料から返還保険料を差し引いた額とします。

(注)

- ・保険期間中の契約内容変更による追加保険料はポイント進呈の対象外です。

6. 進呈ポイント

ドコモのインフルエンザお見舞金保険に初めて加入された契約者：対象保険料の1%
前年度の10月1日～3月31日の間にドコモのインフルエンザお見舞金保険に加入していた契約者：対象保険料の2%

(注)

- ・ポイント倍率アップのキャンペーン等は適用されません。
- ・小数点以下は切り捨てます。保険料が100円未満の場合は、進呈ポイントの対象となりません。

7. ポイント種類

通常ポイント

8. 進呈時期

保険期間満了日の属する月の翌々月末日以降

9. その他の注意事項

- (1) dポイントは、dポイントクラブサイト等で確認いただけます。
- (2) ポイントが進呈される前に、対象のdアカウントを停止または解除した場合、dポイントは進呈されません。また、dアカウントの譲渡等があった場合、dポイントクラブのサイト上、正しくポイントを進呈できないことがあります。
- (3) 次の場合、当会社は、お客様に進呈したポイントまたは進呈したポイントに相当する金額の返還を請求することができます。
 - ①お客様が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により保険契約が無効となったとき

- ②お客様の詐欺または強迫によって当社が保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により当社が保険契約を取り消したとき
- ③偽りその他不正な手段によりポイントを取得したことが確認されたとき
- (4) 当社は、お客様に事前に通知することなく、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更（ポイント進呈の停止、対象保険契約の変更、ポイント進呈率の変更等を含みます。）を行うことがあります、本サービスを終了または停止することがあります。お客様はこれをあらかじめ承諾するものとします。当社は、上記の変更によりお客様に不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負いません。
- (5) 保険加入に伴う d ポイントの進呈は、募集経費の削減効果等を d アカウントユーザーに還元する制度です。

II. d ポイントの使用

1. 対象商品

ドコモのインフルエンザお見舞金保険

2. 対象者

対象商品の契約者

3. 使用条件

d アカウントを使用して、対象商品を契約する場合で、以下の条件を全て満たすときに使用することができます。

- (1) 保険料の支払方法を d 払いとすること
- (2) 保険料の支払時およびポイントの使用判定時期に d アカウントユーザーかつ d ポイントクラブ会員であること

4. 対象保険料

決済時の保険料（1 ポイント＝1 円として使用可能です。）

5. 使用可能なポイント

d ポイントの使用時に保有する有効な d ポイントを、1 ポイント単位で使用可能

6. 使用可能なポイント種類

通常ポイントおよび期間・用途限定ポイント

（注）d ポイント（期間・用途限定）と通常の d ポイントを同時に保有している場合は、有

効期間の終了日が早いものから優先して使用されます。また、有効期間の終了日が同一の場合は、d ポイント（期間・用途限定）から優先して使用されます。

7. 使用可能な上限

d ポイント利用が可能なポイントの範囲内

8. 使用可能な下限

1 ポイント

9. 使用判定時期

決済時

10. その他の注意事項

- (1) 保険期間中に解約（解除）、失効または契約内容変更で保険料の返還が発生する場合、保険料は全て金銭で返還し、ポイントは返還しません。
- (2) 契約を取消しされる場合または契約が無効となる場合、使用された分のポイントを返還します。ただし、ポイント発行会社の事情によりポイントによる返還が行えない場合は、金銭で返還します。なお、ポイント返還時にポイントの有効期限が切れていた場合または d アカウントユーザーもしくは d ポイントクラブ会員に該当しない場合は、当会社の責めに帰すべき事由がない限り、使用された分のポイントおよび使用されたポイントに相当する金銭を返還しません。
- (3) 次の場合、当会社は、お客様が使用されたポイントおよび使用されたポイントに相当する金銭を返還しません。
 - ①お客様が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により保険契約が無効となったとき
 - ②お客様の詐欺または強迫によって当会社が保険契約を締結した場合で、普通保険約款の規定により当会社が保険契約を取り消したとき
- (4) ポイントを使用される場合、「保険料の払込みにおけるポイントの使用に関する特約」が適用されます。
- (5) 当会社は、お客様に事前に通知することなく、本サービスの内容または本サービス提供の条件の変更（ポイント使用の停止、対象保険契約の変更等を含みます。）を行うことがあります。ただし、法令に基づき周知が必要な場合は、当会社のホームページを通じて周知します。お客様はこれをあらかじめ承諾するものとします。当会社は、上記の変更によりお客様に不利益または損害が生じた場合でも、これらについて一切責任を負いません。

Tokio Marine X 少額短期保険株式会社
100-PI-0491-202507